

○財務省告示第三百八十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十一年十一月十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十二月四日  
財務大臣 藤井 裕久

一 名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百三 回）
二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政運営に必要な財源の確保を 図るための公債の発行及び財政 投融资特別会計からの繰入れの 特例に関する法律（平成二十一 年法律第十七号）第二条第一項 並びに特別会計に関する法律 （平成十九年法律第二十三号） 第四十六条第一項及び第六十二 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で あって、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし 、価格競争入札において募集 の決定を受けた各申込みの応募
三 振替法の適 用等	
四 発行方法	

五

方募

別	債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
参	市	及	入	価	・	別	債	発	競	札	格	決	
加	場	び	札	格	第	参	市	行	争	発	競	定	
者	特	国	発	競	I	加	場	入	入	行	争	の	

争入札発行」という。)

市場特別参加者・第Ⅱ非価格競

るものによる発行(以下「国債

参加者ごとに応募限度額を定め

て、財務大臣が各国債市場特別

した後に「行われる入札であつ

び価格競争入札の募入の決定を

価格競争入札発行」という。)

「国債市場特別参加者・第Ⅰ非

を定めるものによる発行(以下

場特別参加者ごとに応募限度額

であつて、財務大臣が行われる

競争入札と同時に行われる

競争入札発行」という。)

とされるものによる発行(以下「

て得られる価格をその発行価格

価格を募入額により加重平均し

各申込みのうち応募額の高低

も申込みのうち応募額の高低

当てる。その応募額を順次割り

各申込みの応募額を案分により

割り当てて。各

各国債市場特別参加者ごとの

各限額の範囲内において各

申込みの応募額を割り当てる。



十 十		九 八		七							
イ 一		振 額 最		イ 払							
入 札 発 行	価 格 競 争	替 単 位	低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 格 競 争	込 金 額	行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 格 競 争					
十 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	額 面 金 額 に つ き 九 十 九 円 五	平 成 二 十 一 年 十 一 月 十 日	す る 。 十 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	振 替 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	千 五 百 九 十 億 二 千 五 百 四 十 四 万 円	千 七 百 二 億 八 千 四 百 七 十 六 万 円	百 六 億 六 千 五 百 四 十 六 万 五 千 六 百 円	一 兆 九 千 百 九 億 九 千 九 百 五 十 万 円	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し



十四 初期利子

には、前記(一)の算式により算出された金額に当該非居住者又は外国人税法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。平成十二年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還期限

平成三十一年九月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十一年十一月十日